今年の春、フェナセチンの供給が停止されました。フェナセチンが医薬品として承認された のは今から 30 年以上も前のことでした。これほど長い間にわたって有害な薬が放置されて いたのでしょうか。フェナセチンは非ピリン系の非ステロイド性抗炎症薬であり、体内でア セトアミノフェンに代謝されて有効となるプロドラッグと考えられています。アセトアミノ フェンには問題はないことから、そのプロドラッグであるフェナセチンが代謝されてアセト アミノフェンになることが原因である可能性が高くなりました。副作用としての腎障害は早 くからフェナセチン腎症として確かに知られていましたが、腎障害を来す薬はフェナセチン に限ったことではありませんから、供給中止になるのはよほどの理由があるはずです。腎障 害を避けるために使用にあたっては 1 日最大 1.5g を限度とするように添付文書に記載され ていました。今回の措置には伏線があったようです。1977年に「長期連用しない」という 注意があり、1982 年には長期に大量を服用した場合の腎障害や腎盂・膀胱腫瘍の発生リス クの増大等について医療関係者へ再び注意が喚起されています。また同年にはそれまで風邪 薬などに含まれていた一般用フェナセチン含有医薬品について、長期連用の危険性があるこ とから、市販が禁止されました。1994年以降、重篤な副作用症例の中に、フェナセチン含 有医薬品を長期・大量に服用したことによる腎・泌尿器系障害の症例が目に付くようになり ました。特に 2000 年 前後から重篤な腎障害等の報告が短期間に相次いだのです。腎障害 の内容は、慢性腎不全、膀胱腫瘍、腎盂尿管腫瘍、ネフローゼ症候群、溶血性貧血、腎盂癌、、 フェナセチン腎症(腎性網膜症) 慢性間質性腎炎などでした。症例の中には、1 日あたり 5g も服用したと思われる例も確かにあります。また 30 年間に総投与量が 13kg を超えた 患者もいました。これは 1 日あたりにしますと、1.2g であり、1 日量に関しては添付文書 の内容を遵守していると言えますが期間が長い。実際に報告のあった患者の大部分は 1 日 あたりに換算しますと 1.5g 未満です。したがって、1 日 1.5g を守っていてもむしろこれ まで未知であった長期投与の毒性が次第に明らかになってきたと理解すべきものだと思いま す。 添付文書に投与量と共に投与期間の上限も明記されていればよかったと思いますが、 それは結果論であり、それが今回分かったと言うことになります。しかし、分かったと同時 に使用が制限されるのであれば、何のための注意であったのかということになりますが、疑 わしい薬を一切使用しないとなれば治るはずの患者さんが被害を被ることになります。長期 使用での副作用の危険性が低いアスピリン、アセトアミノフェンなどに切り替えれば済むこ とも今回の措置に踏み切った理由になっています。既に出荷されている製品の回収は要しな いとしている根拠として、長期連用を避ければ腎障害等を生じることはないとしていること 未知であった長期投与の毒性が判明したと理解するのが自然だと思います。繰り 返しになりますが、具体的にどれだけの期間と用量ならば安全であると示さない限り実際に は使えないと言うことになってしまいます。今回、厚生労働省は製薬企業に対し、供給停止 を要請し、要請を受けた製薬会社は、自主的に供給停止を行い、、すみやかに医療関係者へ の情報提供を開始すると約束しています。フェナセチン問題の本質は、薬は承認された段階 であっても未知のことが多く、市販後の監視が極めて重要であることを再認識させた点にあ

ると思います。日頃患者さんに接している看護婦 (士) は医師と共にそのような監視の最前線にいると言っても過言ではありません。

版権©2000 へるす出版